



WWF® for a living planet®

オーストラリアの取り組み

ニューサウスウェールズ州 排出量取引制度GGASについて

WWFジャパン 気候変動オフィサー
小西雅子





オーストラリアの全体状況

- 京都議定書目標 :1990年レベルより108%で抑える
 - ただし批准をしていないので、国として目標達成の意思はない
- しかし、州レベルでは、活発な動きがある。
 - ニューサウスウェールズ州温室効果ガス削減計画 (NSW GGAS) (2003年より取り組んでいる)
 - 州政府間での排出量取引の模索(Inter-Jurisdictional Working Group on Emissions Trading)
- 一方国レベルでは、アメリカ、日本、韓国、中国、インドと「アジア太平洋クリーン開発と気候変動」協定を締結
 - 京都議定書とは別の道を歩もうとしている





ニューサウスウェールズ州 温室効果ガス削減計画 (NSW GGAS)

- **すでに2003年1月1日より始まり、2012年まで目標を掲げている、強制力のある温室効果ガス排出量取引制度**
- **目標 : 電力の生産・消費に伴う温室効果ガス削減を目指す**
- **方法 : 削減プロジェクトを行って得られる削減証書によってオフセットすることで、目標を達成する。**
- **つまり、ベースライン&クレジット方式であり、キャップ&トレードではない。**





NSW GGAS ベンチマーク方式

買い手 :ベンチマーク参加者 (23社)

参加義務施設

- NSW州内 電力の小売業者 (20社)
- NSW州内 電力を直接小売している発電所 (2社)
- NSW州内電力市場から直接電力を買っている事業者 (1社)

自主的参加施設

- NSW州内で100GWh以上使用している大規模ユーザー (9社)

売り手 認定削減証書プロバイダー

- 小売業者に売電している発電業者
- エネルギー効率改善などのプロジェクトで参加する事業者
(中小規模もあり)





NSW GGAS 目標

NSW Greenhouse Gas Benchmark
(NSW温室効果ガスベンチマーク)

= 電力部門のCO₂総排出量における総人口一人あたりのCO₂排出量 (トンCO₂)
= 原単位のようなもの

2003年のベンチマークは、**8.65 トンCO₂**

目標 2007年にこのベンチマークを**7.27**にする。

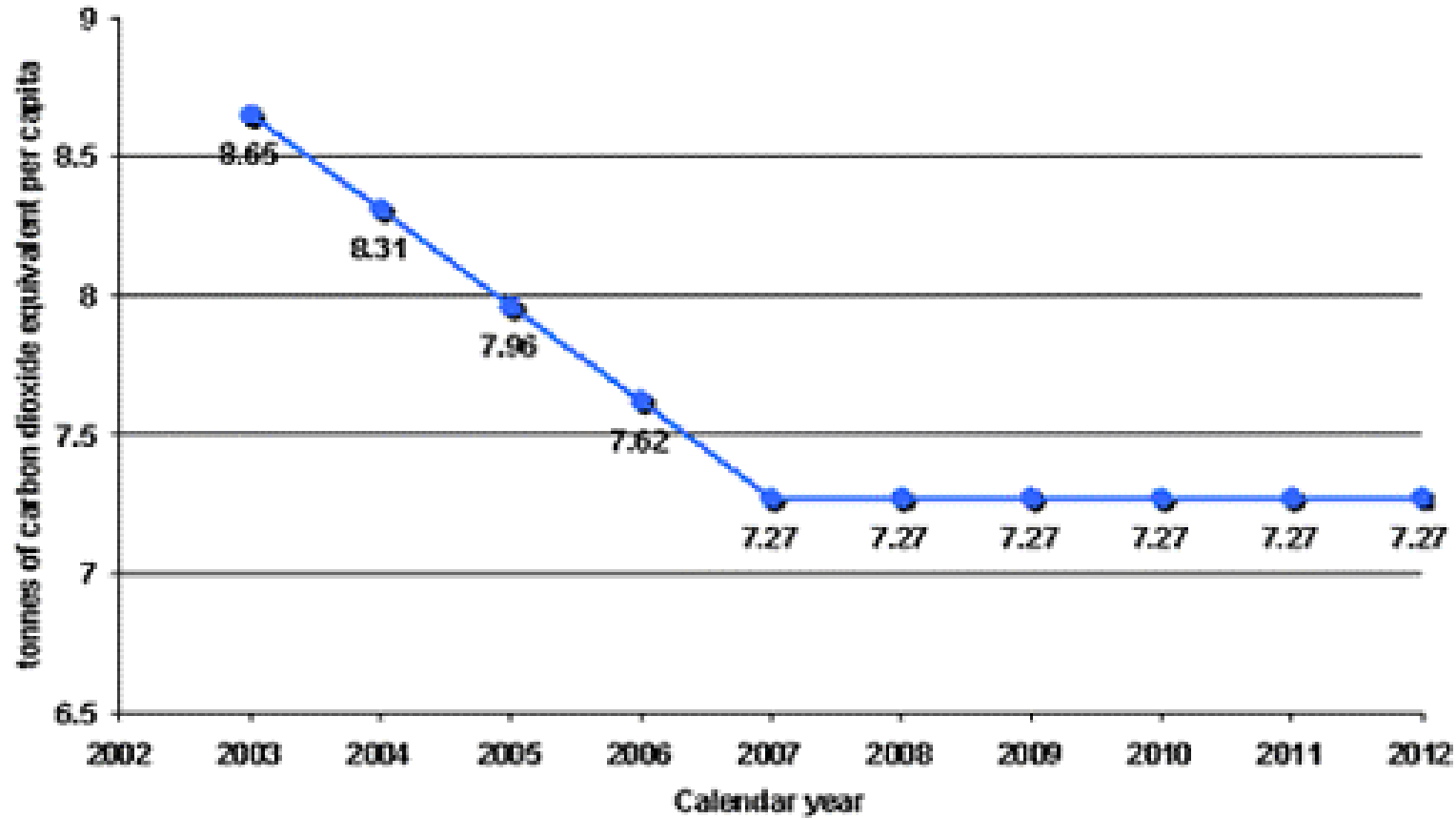
これは、京都議定書の基準年1990年レベルの排出量から5%削減することになる。この**7.27**を2012年まで維持する。

(注:この目標ベンチマーク値7.27は、1995年の電力セクター法で、すでに決められていた数字であり、GGAS設計時の2002年の法改正で、改めて目標とされた。)





目標 : NSW Greenhouse Gas Benchmark

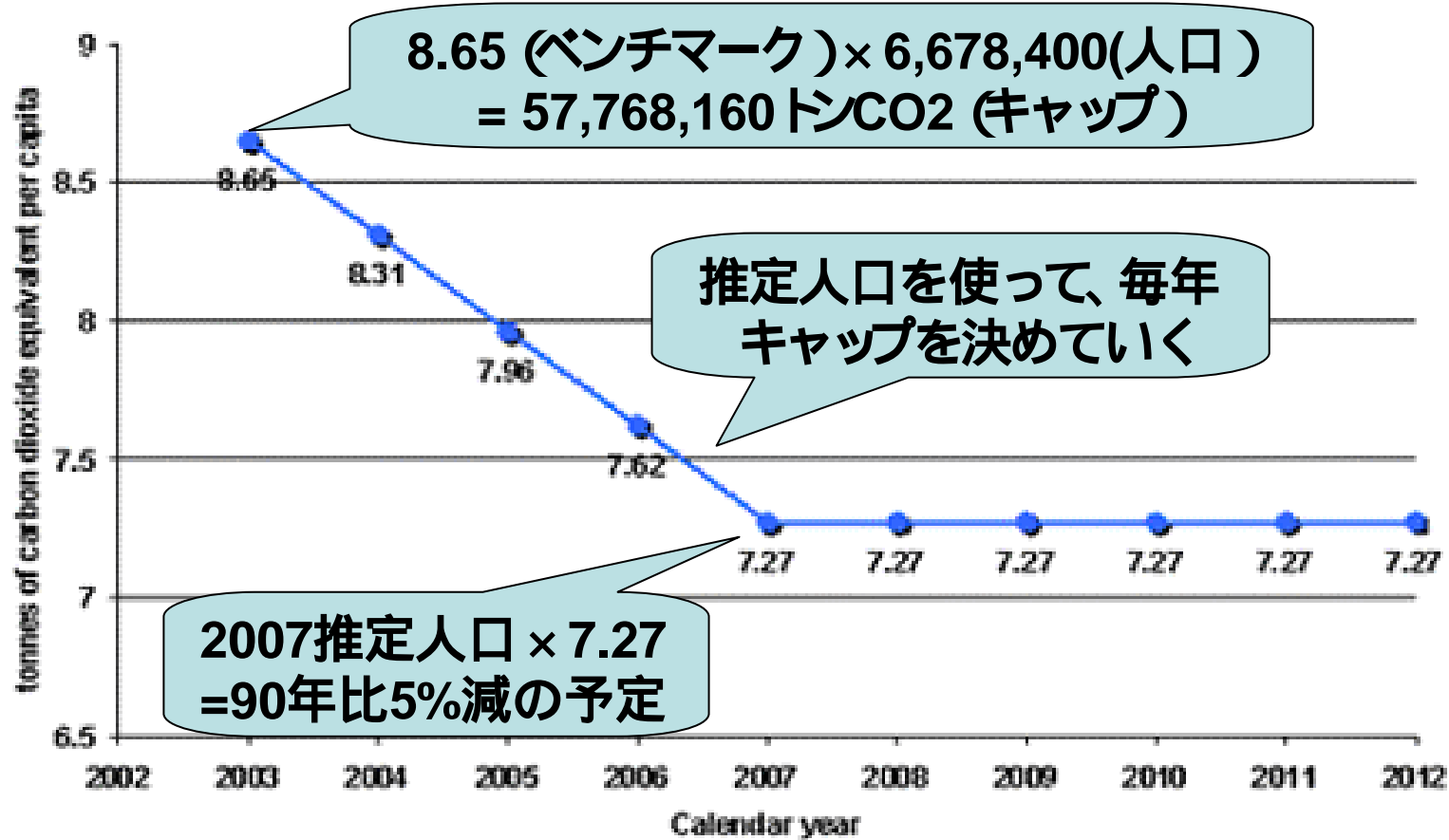


Data: www.greenhousegas.nsw.gov.au





目標 : NSW Greenhouse Gas Benchmark



Data: www.greenhousegas.nsw.gov.au





GGAS 配分方法

この電力小売業者が、電力市場で占めている割合
(シェア)に応じて、排出枠を与える。

$$\text{その年のキャップ} \times \frac{\text{その年に売れた電力量}}{\text{推定電力需要 (前年11月に発表される)}}$$

この配分量より超えた分を、
削減証書 (NSW Greenhouse Gas Abatement Certificates :
NGACs) でオフセットしなければならない。





NSW GGAS 削減方法

1)削減プロジェクトによって発行される削減証書 (NGAC s)を買う 削減証書を発行できるプロジェクト

- ・ 発電所) 排出量の少ない発電、または発電効率改善 (90件)
 - ・ 需要者側) エネルギー効率改善などの省エネ (53件)
 - ・ シンク) 森林管理などの吸収源活動 (4件)
 - ・ 自主的に参加する大規模ユーザー) (3件)
- 工業プロセスからのGHG排出削減もカウントできる

2)国の政策である再生可能エネルギー目標義務 (Mandatory Renewable Energy Target)による、再生可能エネルギー証書 (Renewable Energy Certificates)も、目標達成に使える。

Data:NSW州政府 2006年3月17日





NSW GGAS IPART(Independent Pricing and Regulatory Tribunal of NSW)の役割

- NSW GGASにおいて、重要な役割を果たしているのが、このIPARTである。

1)遵守管理当局

ベンチマーク参加者のパフォーマンスのモニタリング

自主参加者の決定

罰則の施行 (ペナルティ: 11豪ドル/トンCO₂)

2)制度運営管理当局

削減プロジェクトを実施する削減証書プロバイダーの認可

削減証書発行、移転

認証された参加者のパフォーマンス、および遵守をモニター

GGASレジストリーの管理





GGASの問題点

- **ベンチマークを下げていくという方式なので、絶対量が見えにくく、90年比 5%削減という絶対量削減に結びつくか不明**
- **ベンチマーク自体も、推定人口、推定電力需要量など推定に基づいた目標なので、絶対量の削減が不明**
- **削減プロジェクトの追加性を尋ねる項目がない**
- **削減プロジェクトは、NSW州内に電力を売買している近隣州の発電所や施設も行える。(最も得をするのは、簡単なエネルギー効率改善で削減証書が作成できるビクトリア州の石炭発電業者といわれている)**
- **特殊な制度なので、全州レベルで進めようとしている制度や、他の制度とリンクさせるには難しい**





日本へのレッスン

- 排出量の多い電力部門の総排出を、全人口で担う という意味では参考になる。「炭素排出がコストである」ということを一般に浸透させる効果。
- 国内版CDMのような仕組みで、拘束力のある目標を持つ買い手を存在させることによって、削減の進みにくい中小規模業者も取り込んでいる。





オーストラリアの今後の動き 統一排出量取引制度に向けて

- オーストラリア政府は傍観しているが、州政府レベルでは、オーストラリア統一排出量取引制度への議論が活発
- 2004年12月：筆頭大臣に10項目の論点を提案
- 2005年3月：各州政府環境大臣が共同コミュニケを発表
- 2005年9月：バックグラウンドペーパーを発表、
それを受けてステークホルダー会合、パブリックコメントなど
- 2006年6月：グリーンペーパー発表予定
- 2010年：制度発足をを目指す

(NSW州は統一 ETSができなければ、GGASを2020年まで延長すると発表)





統一ETSの論点

- キャップ&トレード方式
- 当初は運輸を除いたエネルギー部門を対象
- 6つの温暖化効果ガスを対象
- 森林吸収を入れる
- ペナルティーは遵守を促すと同時にプライスカップの役目
- 国及びセクター別アプローチ
- バウンダリーの話
- オークションか、政府からの配分方法か
- 柔軟性措置
- アーリーアクションへの配慮

